

免震材料に関する第三者委員会（第3回）

日時：平成27年5月29日（金）

10:00～12:00

場所：中央合同庁舎3号館

4階特別会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

（1）原因究明・再発防止策について

（2）99棟の安全性検証結果について【報告】

（3）その他

3. 閉会

配布資料一覧

資料1 東洋ゴム工業による免震材料不正事案の発生の経緯と再発防止に係る論点等

資料2 大臣認定に関わるチェックのあり方の検討の視点

参考資料1 第三者委員会（第2回）議事要旨

参考資料2 当初の55棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業(株)による報告について（77棟分）

参考資料3 当初の55棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業(株)による報告について（追加）

参考資料4 東洋ゴム工業(株)による免震材料の不正事案に係る不特定多数の者が利用する建築物について

参考資料5 当初の55棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業(株)による報告について（22棟分）

参考資料6 東洋ゴム工業(株)による免震材料の不正事案に係る建築物に関する相談体制について

免震材料に関する第三者委員会 委員名簿

委員長 ふかお 深尾 精一 首都大学東京名誉教授

副委員長 きたむら 北村 春幸 東京理科大学教授

委員 おおもり 大森 文彦 東洋大学教授・弁護士

委員 せいけ 清家 剛 東京大学大学院准教授

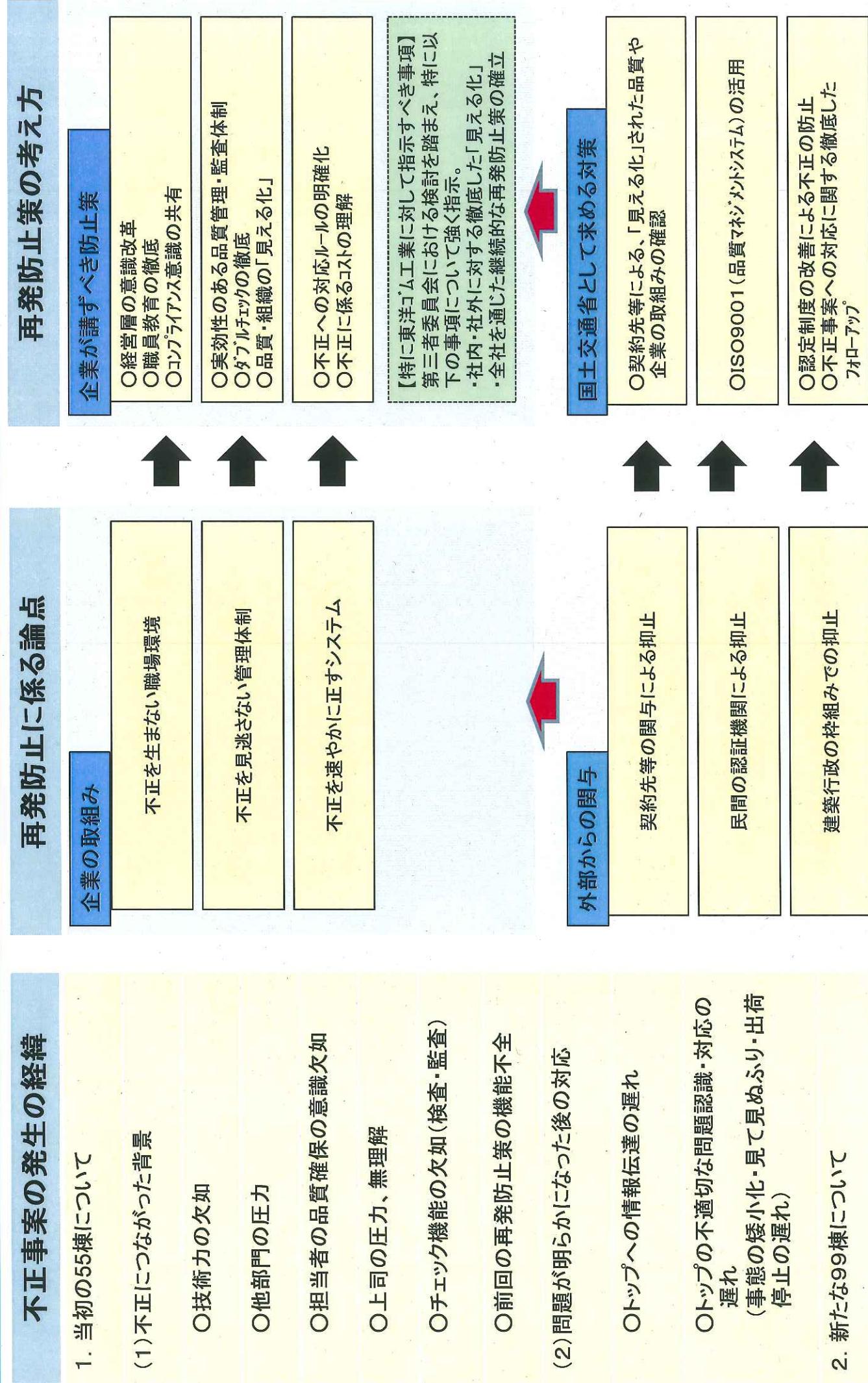
委員 なかがわ 中川 聰子 東京都市大学教授

委員 にしやま 西山 功 国立研究開発法人建築研究所理事

(敬称略)

東洋ゴム工業による免震材料不正事業の発生の経緯と再発防止に係る論点等

資料1



大臣認定に關わるチェックのあり方の検討の視点

資料2

再発防止策については、企業の取組みのほか、大臣認定に關わるチェックのあり方の検討が必要ではないか。その検討に当たっては、(1)大臣認定時及び(2)製品出荷段階において、次のような視点が必要ではないか。

基本的な考え方

①安全に直結する種類の製品かどうか、②市場で検証がなされない製品かどうか、③過去に不正を行つた企業かどうか等によつて、チェックの程度を変えるべきではないか。

＜性能評価機関によるチェック＞

- 「見える化」された品質や企業の取組みの確認が必要ではないか（複数部門による品質チェック状況など。）。

市場で
検証さ
れるもの

＜製造・検査や品質管理システムのチェック＞

- チエックの強化が必要ではないか（ISO9001の仕組みも活用し、品質管理の工程に「抜け」がないことをチェック。サーベラントの実効性を高める。）。

市場で
検証さ
れないもの

製品出荷段階

＜契約先等によるチェック＞

- 「見える化」された品質や取組みの確認が必要ではないか（複数部門による品質チェック状況など。）。

＜民間の認証機関によるチェック＞

- ISO9001の仕組みの活用が必要ではないか（「抜け」がない工程に基づきサーベラントを実施。）。

＜国等による補足的なチェック＞

- サンプル調査や、調査権限による立入（特に不正の疑いがある場合）を行うべきではないか。

免震材料に関する第三者委員会（第2回）議事要旨

日時：平成27年4月27日（金）17：30～19：50

場所：中央合同庁舎3号館10階共用会議室

（1）154棟の適合判定について

（委員）報道されていた195棟と今回の154棟の関係はどのようなものか。

（事務局）195棟は東洋ゴム工業が出荷数に基づいて説明していた数字であるが、一の建築物に異なる工期や異なる製品で出荷していたことによる重複や、既に除却された建築物の計上があり、今回、精査した結果が154棟である。

（委員）試験の生データは信頼できるものなのか。

（事務局）一定数を抽出し、不正のあったデータとは異なるものであることを確認している。

（委員）摩擦補正や温度補正はどうしているのか。

（事務局）摩擦補正や温度補正を行っている。摩擦補正についてはデータから統計的に推測した補正を行っている。

（委員）東洋ゴム工業から報告された154棟の適合判定の流れについては、おおむね合理的な方法が採用されていると思われる。

（2）新たに判明した不正事案に関する安全性検証方針について

（委員）今回の99棟のうち、免震層自体に余裕のあるものは、上部構造の詳細な構造計算をせずとも安全性を検証できるということか。

（事務局）そのとおり。

（委員）安全性にも色々あり、大規模地震で倒壊しないという基準法の最低限の基準と、免震建築物として期待されていた性能という2つの観点がある。

（委員）最終的には交換するが、交換するまでの間は大規模地震で倒壊しないことを検証することだと認識している。

（委員）温度環境や経年劣化について実況を踏まえた算定を行うことは、当面の安全性の検証ということであれば問題はないと思う。

（委員）欠損データを前後の最悪値で代替する東洋ゴム工業の方針に合理性はあるのか。

（委員）欠損データが恣意的に選ばれていないことを立証できるのか。

（委員）データが欠損している製品については、同時期出荷のデータに基づき、工学的に十分安全側と考えられる数値を用いて検証することが必要ではないか。

(3) 新たに判明した不正事案に関する改修の方法について

(委員) 一部の製品のみを交換する場合、既設のものとは経年劣化の状況が異なることになる。将来、例えば、仮に交換後45年しか経過していないくとも、当初から60年経過した時点で全てを交換するような対応も考えた方がよいのではないか。

(委員) 資料3の中で「基準値とのばらつき」という表現があるが、「基準値とのずれ」という表現に修正した方がよい。

(委員) 東洋ゴム工業は、所有者等が全数交換を希望する場合には対応するのか。逆に所有者が交換したくない場合にはどうするのか。

(事務局) 基準法に適合するかどうかが判断基準となる。国として所有者等との関係にどこまで踏み込めるかという話はあるが、不良品を交換しないと建築基準法違反になる。

(委員) 99棟に使用されている免震材料については、認定した基準値とのずれが小さく認定品との製品同一性は確保されていると認められる。このため、全数交換ではなく、基準不適合の個々の免震材料を交換する方法も考えられる。ただし、東洋ゴム工業は、所有者等の意向を十分に把握し、真摯に対応する必要がある。

(4) 他26社に対する積層ゴム支承に関する実態調査について

(事務局) 各社とも、出荷前データが適正かどうかについて全数調査又はサンプル調査で確認し、認定時の基準に不適合なものや不正なデータがなかった旨を回答している。

(委員) 今回の調査趣旨からすると、この報告をもって調査を完了してもよいのではないか。なお、今後、再発防止策を検討するにあたって、各社に対し、組織体制、品質管理方法、発注者への説明事項等の追加調査をすることはあり得る。

(5) 原因究明について

(委員) ブリヂストンの場合は開発段階で第三者が関与していたが、東洋ゴム工業にはそういうした機会がなかったのではないか。

(委員) 製造段階は、開発に関与した者とは別の者が担当するのが通常のプロセスだが、東洋ゴム工業の免震材料は違っていたということではないか。

(委員) 開発、生産、検査などの各段階において「見える化」を図っていくことが重要ではないか。

(委員) 大臣認定の仕組みからすると、自社データを提出することは仕方ないと思うが、一方で、国民の立場からすると、今回の東洋ゴム工業のようなこともあるので、全ての企業を信用することはできない。

(事務局) どこまでを性善説で考え、どこまでを性悪説で考えるかのバランスが重要ではないか。次回以降、引き続きご議論いただきたい。

以上

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 27 年 4 月 30 日

住宅局 建築指導課

当初の 55 棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の
構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業（株）による報告について

1. 概 要

国土交通省では、平成 27 年 4 月 21 日（火）、東洋ゴム工業（株）に対して、当初の 55 棟以外の免震材料の不正事案に係る 99 棟の建築物について、速やかに構造安全性の検証を実施し、国土交通省に報告するよう指示していたところです。

本日、同社より、「99 棟のうち 77 棟について構造安全性の検証を終了し、検証を終了した全ての建築物について、震度 6 強から震度 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはない」との報告がありました。また、残りの 22 棟については、竣工時期が古い建築物や欠損データのある建築物であるためデータの構築に時間を要しており、現時点での構造安全性の検証が終了していないとの報告がありました（別添参照）。

国土交通省では、この報告内容について第三者機関に評価を行わせた結果、次のような見解を得るとともに、これを踏まえて同社に対して次のとおり指示しましたので、お知らせいたします。

2. 国土交通省の見解

- 国土交通省においては、同社に対して実施した立入調査の際に入手した資料をもとに、今回の構造安全性の検証に用いられた免震材料のデータについて、不正な操作が行われていないものであることを確認しました。
- その上で、国土交通省から、第三者機関（一般財団法人日本建築センター及び日本 E R I 株式会社）に対して、東洋ゴム工業（株）から報告を受けた構造安全性の検証の結果について評価を依頼しました。
- 以上の精査をしたところ、構造安全性の検証の各過程において不適切な処理は見当たらず、構造安全性の検証が終了した 77 棟の建築物について、震度 6 強から 7 程度の地震に対して倒壊するおそれないことを確認しました。

3. 国土交通省からの指示事項

- ① 構造安全性の検証が終了した 77 棟の建築物の所有者に対して、今回の検証結果を早急に説明すること。
- ② 残りの 22 棟の建築物について、速やかに構造安全性の検証を実施し、その結果を国土交通省及び特定行政庁に報告すること。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室長 石崎 和志（内線 39-561）

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（直通）

F A X：03-5253-1630

2015年4月30日

報道関係各位

新たに判明した大臣認定不適合製品等の納入先建築物における 「満たすべき安全性」の確認について

東洋ゴム工業株式会社

東洋ゴム工業株式会社（本社：大阪市、社長：山本卓司）は、4月21日付で、建築物に関する大臣認定不適合等の追加調査結果における判明事実として、建築基準法で定めた国土交通大臣認定の性能評価基準に適合しない免震ゴム製品、および製造時の検査データが欠損していたため性能評価基準の適合合否判断ができない製品を納入し、新たに対処が必要となる対象建築物が全99棟となることを発表いたしました。

当社は、これら納入先建築物において、構造安全性の検証を進めるため、「満たすべき安全性※」の検証を建設会社様、設計事務所様にご協力をいただき、免震建屋構造計算条件の確認を進めてまいりました。

※「満たすべき安全性」：レベル2（震度6強から震度7程度）の地震に対して倒壊しない構造であること

この結果、99棟のうち77棟について構造安全性の検証を終了し、検証を終了した全ての建築物について、震度6強から震度7程度の地震に対して倒壊するおそれはないことを確認し、本日、同省にこれを報告しました。また、残りの22棟については、竣工時期が古い建築物や欠損データのある建築物であるためデータの構築に時間をしており、現時点で構造安全性の検証が終了しておりません。

＜検証方法の概要＞

- ・構造計算の方法は、当初設計における方法と同じ方法とする。
- ・当初設計における構造計算について、個別の免震ゴムの実測データによる免震材料の地震の揺れを抑える能力を示す値（等価粘性減衰定数・等価剛性）等を用いて構造計算を行う。
- ・免震層自体が、厳しい温度環境や長期間（60年間）の劣化を想定して余裕を持って設計されているため、温度環境、経年劣化等について、実況を踏まえて設定し、当面の間、当初の構造計算の範囲内であることを確認する。
- ・上記により検証が完了しない物件については、震度6強から7程度の地震に対して、上部構造の変形、免震層の変形等を計算する。建築物の倒壊に至るような大きな変形が生じないこと、免震層の過大な変形により建築物が擁壁に衝突することがないこと等について検証する。

＜検証結果＞

- ・別紙のとおり

当該製品を納入させていただいた物件の所有者様、使用者様、施主様、建設会社様をはじめ、関係者の皆様には、大変なご迷惑とご心配をおかけしますことを謹んでお詫び申しあげます。

当社は、本件対応を経営の最優先課題と位置づけ、迅速かつ誠意をもってこの対策を進めてまいります。

■ 本件に関する報道機関、アナリスト・機関投資家様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社

広報企画部

大阪 TEL.06-6441-8803／東京 TEL.03-5822-6621

以上

「満たすべき安全性」の検証結果

○震度 6 強から 7 程度の最大級の地震で検証 (77 棟)

倒壊に対して一定の余裕を持った判定基準

- ・免震層の変形：100%未満であること
- ・上部構造の変形：1/100 以下であること

公表物件	免震層の変形※ ¹	上部構造の変形※ ²
四万十町本庁東庁舎	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
四万十町本庁西庁舎	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
近江八幡市立総合医療センター	70.6%	1/2083
箱根町総合保健福祉センターさくら館	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
NHK秋田放送会館	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	

注) 大阪市中央公会堂は、欠損データがあり、現時点で構造安全性の検証が終了しておりません。(重要文化財に指定されているため、建築基準法の適用対象外です。)

非公表物件	免震層の変形※ ¹	上部構造の変形※ ²
1 ~ 56	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
57	83.7%	1/170
58	81.5%	1/522
59	81.1%	1/254
60	79.2%	1/1206
61	78.9%	1/695
62	77.8%	1/448
63	68.9%	1/341
64	68.0%	合※ ³
65	64.0%	1/1119
66	63.7%	1/2414
67	63.6%	合※ ³
68	62.3%	1/141
69	58.6%	1/204
70	55.1%	1/262
71	54.4%	1/760
72	51.5%	1/142

※1 震度 6 強から 7 程度の最大級の地震に対する免震層の変形量 (%)
建築物の壁と擁壁との間の距離

※2 震度 6 強から 7 程度の最大級の地震に対する建築物の各階の傾きのうち最大のもの

※3 当初設計との比較等により 1/100 以下となるが、今回は、上部構造の変形量を直接求めずに略算で計算したため、合否のみを判定。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 27 年 4 月 30 日
住宅局 建築指導課

当初の 55 棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業（株）による報告について（追加）

本日、当初の 55 棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業（株）による報告について公表いたしましたが、現時点で構造安全性の検証が終了していない 22 棟の物件の所在地についてお問い合わせがありましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

岩手県 2 棟、栃木県 1 棟、埼玉県 1 棟、東京都 4 棟、神奈川県 6 棟、岐阜県 1 棟、静岡県 1 棟、大阪府 2 棟、兵庫県 1 棟、岡山県 1 棟、熊本県 1 棟、沖縄県 1 棟

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室長 石崎 和志（内線 39-561）

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（直通）

FAX：03-5253-1630

平成27年5月 1日
住宅局建築指導課

東洋ゴム工業（株）による免震材料の不正事案に係る
不特定多数の者が利用する建築物について

4月21日に公表いたしました「東洋ゴム工業（株）製の免震材料に係る当初の55棟以外の不正事案について」に係る建築物のうち、不特定多数の者が利用する建築物について、下記のとおり公表いたします（病院を1棟追加しています）。

① 所要の性能を有しない製品が納品された建築物

	名 称	所在地	構造	階数	
				地上	地下
庁舎 2棟	四万十町本庁東庁舎	高知県高岡郡四万十町琴平町	RC/S/W	3	
	四万十町本庁西庁舎	高知県高岡郡四万十町琴平町	RC/S/W	3	
公会堂 1棟	大阪市中央公会堂 ^{*1}	大阪府大阪市北区中之島	S他	3	1
病院 2棟	近江八幡市立総合医療センター	滋賀県近江八幡市土田町	RC	5	
	自衛隊中央病院 ^{*2}	東京都世田谷区池尻	RC	10	3
福祉セン ター1棟	箱根町総合保健福祉センター さくら館	神奈川県足柄下郡箱根町 宮城野	RC	4	
放送局 1棟	NHK秋田放送会館	秋田県秋田市東通仲町	RC他	3	

*1 大阪市中央公会堂は、重要文化財に指定されているため、建築基準法の適用対象外です。

*2 当該建築物は、4月30日に公表した「当初の55棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業（株）による報告について」において、震度6強から震度7程度の地震で検証したケースで、免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることが確認されています。

※ 民間の病院7棟及び民間のホテル5棟については、現時点では所有者の公表に係る同意が得られていません。

② ①以外に製造時のデータが欠損している製品が納品された建築物

	名 称	所在地	構造	階数	
				地上	地下
庁舎2棟	盛岡中央消防署新庁舎	岩手県盛岡市盛岡駅西通	RC	6	
	厚木市庁舎	神奈川県厚木市中町	RC	5	2

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 村田 英樹（内線39-564）
係長 荒川 徹（内線39-525）
電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8933（直通） FAX：03-5253-1630

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 27 年 5 月 20 日

住宅局建築指導課

**当初の 55 棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の
構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業（株）による報告について**

1. 概 要

国土交通省では、平成 27 年 4 月 21 日（火）、東洋ゴム工業（株）に対して、当初の 55 棟以外の免震材料の不正事案に係る 99 棟の建築物について、速やかに構造安全性の検証を実施し、国土交通省に報告するよう指示していたところです。

4 月 30 日（木）の「77 棟の建築物について、震度 6 強から震度 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはない」との報告に続き、本日、同社より、「99 棟のうち残りの 22 棟全ての建築物について、震度 6 強から震度 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはない」との報告がありました（別添参照）。

国土交通省では、この報告内容について第三者機関に評価を行わせた結果、次のような見解を得るとともに、これを踏まえて同社に対して次のとおり指示しましたので、お知らせいたします。

2. 国土交通省の見解

- 国土交通省においては、同社に対して実施した立入調査の際に入手した資料をもとに、今回の構造安全性の検証に用いられた免震材料のデータについて、不正な操作が行われていないものであることを確認しました。
- その上で、国土交通省から、第三者機関（一般財団法人日本建築センター及び日本 E R I 株式会社）に対して、東洋ゴム工業（株）から報告を受けた構造安全性の検証の結果について評価を依頼しました。
- 以上の精査をしたところ、構造安全性の検証の各過程において不適切な処理は見当たらず、99 棟のうち残りの 22 棟全ての建築物について、震度 6 強から震度 7 程度の地震に対して倒壊するおそれないことを確認しました。

3. 国土交通省からの指示事項

- 構造安全性の検証が終了した 22 棟の建築物の所有者に対して、今回の検証結果を早急に説明すること。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室長 石崎 和志（内線 39-561）

電 話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（直通）、F A X：03-5253-1630

2015年5月20日

報道関係各位

大臣認定不適合等が判明した当社製免震ゴムの納入先建築物 残り22棟における「満たすべき安全性」の確認について

東洋ゴム工業株式会社

東洋ゴム工業株式会社（本社：大阪市、社長：山本卓司）は、新たに判明した大臣認定不適合等の製品納入先建築物99棟のうち、竣工時期が古い建築物や欠損データのある建築物のためにデータの構築に時間を要する22棟を除き、77棟について「満たすべき安全性※」が確保されている確認がとれたことを4月30日に発表いたしました。

※「満たすべき安全性」：レベル2（震度6強から震度7程度）の地震に対して倒壊しない構造であること

このたび、残る22棟の建築物における構造安全性の検証を進めるため、国土交通省にて設けられた「免震材料に関する第三者委員会」のご指導を仰ぎながら、建設会社様、設計事務所様にご協力をいただき、構造計算の再検証を進めてまいりました。

この結果、99棟のうち残りの22棟全ての建築物について、震度6強から震度7程度の地震に対して倒壊するおそれはないことを確認し、本日、同省にこれを報告しましたのでお知らせいたします。

＜検証方法の概要＞

- ・構造計算の方法は、当初設計における方法と同じ方法とする。
- ・当初設計における構造計算について、個別の免震ゴムの実測データによる免震材料の地震の揺れを抑える能力を示す値（等価粘性減衰定数・等価剛性）等を用いて構造計算を行う。
- ・出荷時の試験結果生データの欠損により検証に必要な値が再現できない場合は、「免震材料に関する第三者委員会」のご指摘を踏まえ、工学的に十分に安全側となる数値を用いて構造計算を行う。具体的には、委員のご意見を伺いつつ、①全数の個別値、②製造時期・積層ゴムの大きさ別の個別値、③製造時期別の建築物ごとについて、それぞれ製造ばらつきが正規分布であると仮定した場合の平均値±3σの値の最悪値を用いて構造計算を行う。
- ・免震層自体が、厳しい温度環境や長期間（60年間）の劣化を想定して余裕を持って設計されているため、温度環境、経年劣化等について、実況を踏まえて設定し、当面の間、当初の構造計算の範囲内であることを確認する。
- ・上記により検証が完了しない物件については、震度6強から7程度の地震に対して、上部構造の変形、免震層の変形等を計算する。建築物の倒壊に至るような大きな変形が生じないこと、免震層の過大な変形により建築物が擁壁に衝突することがないこと等について検証する。

＜検証結果＞

- ・別紙のとおり

当製品を納入した建築物の所有者様、使用者様、施工様、建設会社様をはじめ、関係者の皆様には、大変なご迷惑とご心配をおかけしますことを謹んでお詫び申しあげます。

当社は、本件対応を経営の最優先課題と位置づけ、迅速かつ誠意をもってこの対策を進めてまいります。

■本件に関する報道機関、アナリスト・機関投資家様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社

広報企画部

大阪 TEL.06-6441-8803／東京 TEL.03-5822-6621

以上

「満たすべき安全性」の検証結果

○震度 6 強から 7 程度の最大級の地震で検証 (22 棟)

倒壊に対して一定の余裕を持った判定基準

- ・免震層の変形：100%未満であること
- ・上部構造の変形：1/100 以下であること

(1) 竣工時期が古い建築物 (3 棟)

非公表物件	免震層の変形※ ¹	上部構造の変形※ ²
1	81.4%	1/2282
2	63.4%	1/501
3	55.5%	1/567

(2) 欠損データのある建築物 (19 棟)

出荷時の試験結果の生データの欠損により検証に必要な値が再現できないため、工学的に十分に安全側となる数値を用いて、安全側の検証を行っております。

公表物件	免震層の変形※ ¹	上部構造の変形※ ²
盛岡中央消防署新庁舎	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
厚木市庁舎	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
大阪市中央公会堂	32.7%	1/3727

(注) 大阪市中央公会堂は、重要文化財に指定されているため、建築基準法の適用対象外です。

非公表物件	免震層の変形※ ¹	上部構造の変形※ ²
7~13	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
14	99.9%	1/182
15	99.5%	1/209
16	97.0%	1/272
17	87.4%	1/177
18	84.8%	1/580
19	83.7%	1/367
20	82.6%	1/663
21	76.7%	1/362
22	64.3%	1/11851

※1 震度 6 強から 7 程度の最大級の地震に対する免震層の変形量 (%)
建築物の壁と擁壁との間の距離

※2 震度 6 強から 7 程度の最大級の地震に対する建築物の各階の傾きのうち最大のもの

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 27 年 5 月 20 日

住宅局住宅生産課

**東洋ゴム工業(株)による免震材料の不正事案に係る
建築物に関する相談体制について**

今般の東洋ゴム工業(株)による免震材料の不正事案を受け、本件不正事案に係る建築物に関する住宅所有者等からの相談に建築・法律の専門家が対応する相談体制を整備します。

具体的には、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの電話相談窓口（住まいのダイヤル）を引き続き活用し、本件不正事案に係る建築物に関するあらゆる相談を受け付けるとともに、相談者が希望した場合には、その相談内容に応じ、弁護士・建築士による対面相談の実施や、弁護士会、建築士団体又は一般社団法人日本免震構造協会の相談窓口の紹介を行うこととします（別添参照）。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室長 滝澤 謙

住宅瑕疵担保対策室 課長補佐 九反田 悠妃

電話：03-5253-8111（内線 39-415、39-441）、03-5253-8942（直通）

FAX：03-5253-1629

「免震材料不正事案」に係る建築物に関する相談体制について

＜総合受付＞住まいのダイヤル（電話相談）0570-016-100
(公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター)

免震材料不正事案に係る建築物に関するあらゆる相談を受け付け
(一級建築士の資格を持った相談員が対応)

住宅に関する相談（※）

住宅以外の建築物に関する相談

免震材料に関する
技術的な相談

法律相談に
関するもの

法律相談以外に
関するもの

支援センターが
相談者に紹介

支援センターが
相談者に紹介

専門家相談
弁護士・建築士による対面相談
(各都道府県にある弁護士会で実施)
＜無料＞
ただし、評価住宅・保険付き住宅以外の住宅については、
2回目以降は有料。

弁護士会と
連携
東京三会等の
相談窓口

建築士団体と
連携
東京建築士会等の
相談窓口

日本免震構造協会
相談
<無料>

※ 評価住宅でも保険付き住宅でもない住宅に関する所有者以外の建築物に関する相談は、「住宅以外の建築物に関する相談」と同一の対応となる。